

米国特許権保護の現状 ～パテント・トロール対策およびその影響～

産業構造審議会 知的財産分科会
第17回特許制度小委員会
2016年12月20日

米国弁護士 一色太郎
(カリフォルニア州法・コロンビア特別区法)
一色外国法事務弁護士事務所 代表

発表の概要

- 2006~15年、米国政府・裁判所はパテント・トロールの活動を制限すべく、様々な対策を講じた
- しかし、財産権である特許権を、トロールが権利者である場合に限って制限することは困難であるため、**トロール対策によって特許権そのものも大幅に制限された**
- 特許権をめぐる変化は七つに整理することができる
 - **本発表では、「損害賠償額の抑制」(変化③)について解説**
- 一連の変化が、特許係争、トロール・ビジネス、特許権価値に及ぼす影響についても解説

特許政策をめぐる変遷

- 1980年～：プロパテント方針
- 1990年代終盤：パテント・トロールの台頭

「パテント・トロール」とは？

- トロール = 「特許権を濫用し、イノベーションを阻害するもの」
- トロール ≠ NPE (Non Practicing Entity)
- トロール ≠ 特許管理会社
 - 特許管理会社の中には、個人発明家らと事業会社のマッチング等を行い、イノベーション促進に寄与するものも含まれる
- トロールとは、権利行使態様によって判断されるべき
 - トロールの権利行使態様(例)：有効性に疑義のある特許で、警告状を多数送付し、法外なライセンス料を請求する
- トロール ≡ PAE (Patent Assertion Entity)
 - PAEとは、技術開発や技術移転をサポートせず、主にライセンス収入を得る目的で特許権を活用するもの

特許政策をめぐる変遷

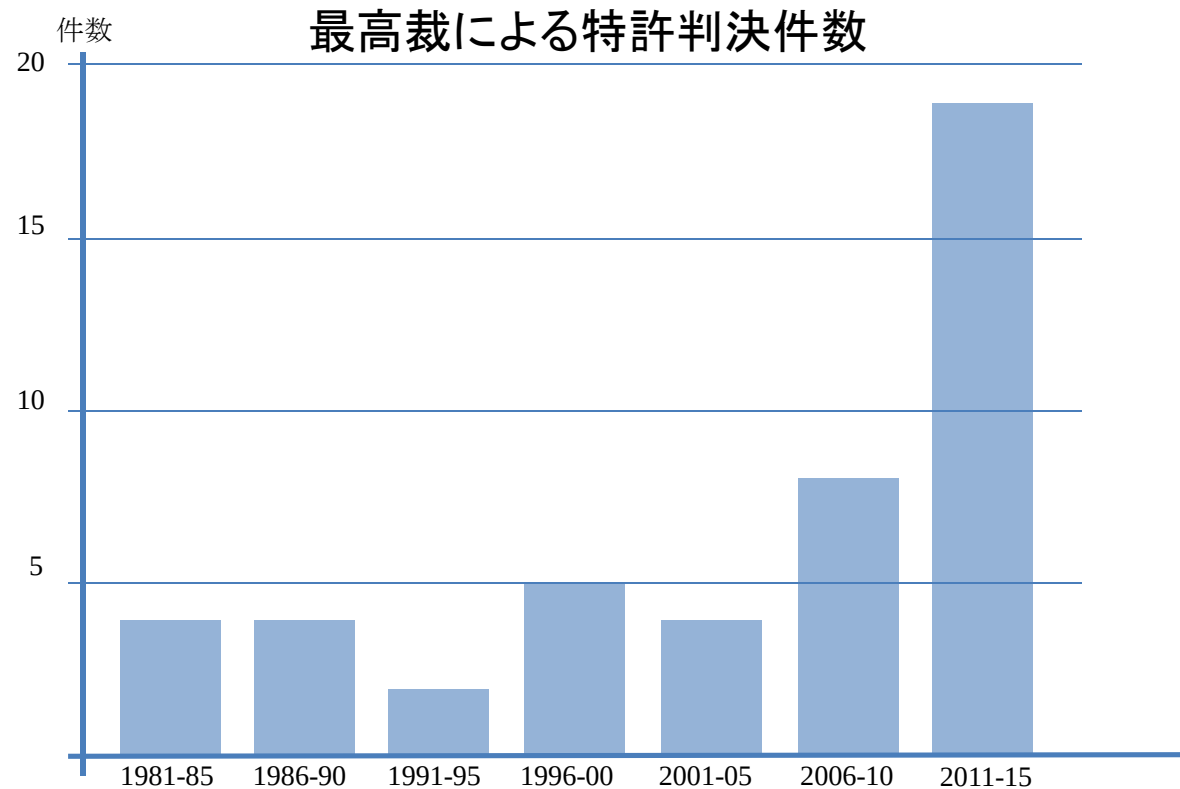
- 2000年～：特許制度の弊害の表面化
 - 米国連邦取引委員会(2003年)および全米科学アカデミー(2004年)は、有効性に疑義のある特許がイノベーションを阻害していると報告
- 2005年：特許法改正法案の上程
 - 先願主義への移行、特許権付与後異議申立制度の拡充などを提案
→ 2011年、America Invents Act(AIA) 成立
- 2010年～：トロールの社会問題化
 - 中小企業に無差別に警告状を送りつけるトロールの出現
 - ◇ 例) スキャナの使用が特許侵害にあたるとして、一万社以上に警告状を送りつけ、一人あたり約千ドルのライセンス料を請求(MPHJ)
 - トロール訴訟の急増
 - ◇ 訴訟全体に占めるトロール訴訟の割合: 27%(2009年)→62%(2012年)*

政府によるtrolleer対策

- troleer問題がマスメディアによって報じられるようになり、政府が対策に乗り出す
- 連邦政府によるtrolleer規制
 - 13年以降、20を超えるtrolleer規制法案が連邦議会に提出されている
 - オバマ大統領:「パテント・trolleerは何も生み出さない。他人のアイデアを横取りし、カネをゆすり取ろうとするのが彼らのやり方だ」(13年)
- 州政府によるtrolleer規制
 - 過半数の州でtrolleer規制法が成立
 - ✧ 例)バーモント州は、根拠を欠いた侵害主張、十分な返答時間を与えずに高額請求するなどといった「不誠実」(bad faith)な特許権行使を禁止

最高裁による特許権の制限

- 近年、最高裁は特許法への関与を強め、多くのCAFC判決を覆している
 - 以前、CAFCは特許法に関する事実上の最終審と考えられていた



トロールが浮き彫りにした課題

- トロール・ビジネスの本質は、特許侵害の正当な対価を求めるのではなく、**訴訟コストを回避するための費用をライセンス料名目で徴収**すること
 - トロール・ビジネスの成立要件 = 特許訴訟コスト・リスクが、事業会社にとって高く、トロールにとって低いこと
- 2005年時の米国特許紛争の実情
 - USPTOにおける特許無効化手続きの不備と膨大な訴訟コスト
 - 低質特許の無効化に膨大なコストを要した
 - 高い損害賠償リスク
 - 特許権者に有利な損害額算定ルール、広い陪審裁量と低い予見可能性
 - 差止めリスク
 - トロール側の低い権利行使コスト・リスク

米国特許をめぐる七つの変化

- 2006年以降、政府・裁判所がとった対策により生じた変化は次の七つ
 - ① 特許性基準の引き上げ
 - ② 特許無効化手続の強化
 - ③ 損害賠償額の抑制
 - ④ 差止め基準の厳格化
 - ⑤ 権利行使リスク・コストの増大
 - ⑥ 特許訴訟コストの低減
 - ⑦ 裁判地選択権の制限

変化①特許性基準の引き上げ

特許適格性、非自明性等の基準が引き上げられたことで、特許登録がより困難となり、登録済み特許が無効化されやすくなった

変化①特許性基準の引き上げ

- 非自明性要件の厳格化

- 旧基準：公知文献の組み合わせは、当該文献が組み合わせを「教示、示唆または動機付け」している場合のみ認められる（Teaching-Suggestion-Motivationテスト）
- 新基準：組み合わせを教示等する記載が文献内に見当たらずとも、当業者の想定内の組み合わせは認められる（2007年、KSR事件、最高裁）

- 非自明性は最も頻繁に用いられる無効事由

- 文献の組み合わせが認められやすくなったことで、特許の無効化がより容易となった

変化①特許性基準の引き上げ(2)

- 明確性要件の厳格化
 - 旧基準: 権利範囲が特定不能なほど不明確な場合に限って無効
 - 新基準: 当業者が権利範囲を合理的な確証をもって判断できないクレームは無効(2014年、Nautilus事件、最高裁)
- クレーム範囲があいまいな特許の無効化がより容易となる

変化①特許性基準の引き上げ(3)

- 特許適格性要件

- 最高裁判例により、「自然法則」、「自然現象」、「抽象的アイデア」は特許対象外とされる
 - ◇ 理由：創意工夫の基本的要素でありこれらを独占させることは、将来の技術革新を妨げかねないため
 - しかし、いかなる発明も(上位概念として)自然法則や抽象的アイデアを使用している
 - ◇ 発明が自然法則や抽象的アイデアに過ぎないものか、あるいはそれらの「応用」であるかが問われる
- 2010年以降、最高裁は特許適格性基準を大幅に厳格化
 - 特にソフトウェア、ライフサイエンス関連特許の有効性に影響を及ぼしている

変化①特許性基準の引き上げ(4)

- ソフトウェア分野における特許適格性要件

- 抽象的アイデアを汎用コンピュータで実施するにすぎない発明に特許は認められず、抽象的アイデアを有意に超える「発明的概念」が必要（2014年、Alice事件、最高裁）
- Alice事件以降、特許適格性欠如を理由にソフトウェア特許が無効化される例が急増
 - ◇ 裁判所は無効請求がなされた特許の73%が特許適格性を欠くと判断*

- ライフサイエンス分野における特許適格性要件

- 天然に存在するものは特許対象外（例：DNA断片）。一方、人工物であるcDNAの特許適格性は認めた（2013年、Myriad事件、最高裁）
- 薬の投与量と効果の相関関係は自然法則に過ぎず、特許適格性は認められない（2012年、Prometheus事件、最高裁）

* www.manatt.com/intellectual-property-law/Down-the-Rabbit-Hole-Trends-in-Software.aspx

変化②特許無効化手続の強化

特許レビュー制度が設けられたことで、コストを抑え、より迅速に
特許を無効化することが可能となった

変化②特許無効化手続の強化

- 2011年、特許レビュー手続が新設され、USPTOでの無効化手続が大幅に強化された
 - 当事者系レビュー(IPR)
 - 付与後レビュー(PGR)
 - 特定ビジネス方法特許レビュー(CBM)
- 特許レビューの特徴
 - 原則、開始から1年以内に決定が下される
 - ディスカバリーも限定的ではあるが認められる
 - 高い無効化率
 - ◇ 特許レビュー申請がされたクレームの6割強でレビュー開始
 - ◇ レビュー対象となったクレームの約8割が無効化されている*

特許レビュー手続の概要

	当事者系レビュー (<i>Inter Partes</i> Review : IPR)	付与後レビュー (Post Grant Review : PGR)	特定ビジネス方法特許レビュー (Covered Business Method Review : CBM)
対象特許	全特許	優先日が2013年3月16日以降の特許	金融商品・サービスの実施等に用いられるデータ処理等関連特許
申請人	特許権者以外のあらゆる者		対象特許による侵害警告もしくは訴訟提起を受けた者
請求可能時期	特許登録から9か月以降またはPGR終了後(ただし訴訟提起から1年以内)	特許登録から9か月以内、ただし確認判決訴訟提起前(CBM対象特許で、優先日が2013年3月16日以前のものについては制限なし)	
レビュー開始基準	少なくとも一つのクレームが無効であることに合理的可能性があること	少なくとも一つのクレームが無効である可能性が有効である可能性よりも高いこと、または(PGRの場合)新たな重要法律問題が提起されていること	
請求可能理由	特許・刊行物に基づく新規性・非自明性事由	あらゆる無効事由(特許適格性、明確性要件を含む)	
手続期間	レビュー開始から原則1年で終結(最大6か月延長)		
判定者	USPTO審判部(Patent Trial and Appeal Board : PTAB)所属の、技術および特許法のバックグラウンドを持つ3名の特許審判官		
ディスカバリー	宣誓書を提出した証人のデポジション、およびPTABが公平性の観点から必要と判断した事項		
禁反言	実際に争われた事項および争うことができた事項について、その後の訴訟手続で争うことはできない		

変化③損害賠償額の抑制

賠償額算定基準が厳格化され、陪審裁量が制限されたことで、
高額賠償が認められにくくなった

変化③損害賠償額の抑制

- 損害額の算定は通常陪審が行う
 - トライアル期間は通常1~2週間で、損害額算定に関する審理期間は限られる*
- 陪審による損害額算定は高額となる傾向がある
 - 実施料相当額の算定では、多数の要素を考慮する「仮想的交渉」手法が用いられ、非常に広い裁量が陪審に認められる
 - ◇ 考慮要素：類似特許の実施料率、対象特許でカバーされた製品の販売が他の製品販売に及ぼす効果、対象特許技術を用いて生産された製品の利益率等
 - 特許権者側の専門家証人と被疑侵害者側の専門家証人が陪審に提示する損害算定額が二桁以上異なることもある
 - 陪審評決が減額または棄却されるケースも少なからず存在する

特許訴訟における損害額トップ10*

	原告／被告	裁判地／評決年	対象特許技術	評決額→結審額 (百万ドル)	評決後の展開
1	セントコア・オーソ・バイオテック／アボット・ラボラトリーズ	テキサス州東部／2009	関節炎治療薬	\$1,848 →0	地裁裁判官は評決を支持したが、CAFCは特許無効とした
2	ルーセント・テクノロジー／マイクロソフト	カリフォルニア州南部／2007	音声シグナルの暗号化技術	\$1,538 →0	地裁裁判官は侵害証拠不十分として評決を破棄。CAFCは地裁判決を支持
3	カーネギーメロン大学／マーベル・テクノロジー	ペンシルベニア州西部／2012	ディスクドライブ回路基板のノイズ軽減	\$1,169 → \$1,540 →係争中	地裁裁判官が故意侵害を理由に評決額を増額。現在CAFC控訴中
4	アップル／サムスン電子	カリフォルニア州北部／2012	スマートフォンのデザイン等	\$1,049 → \$548 →係争中	2016年12月、最高裁はデザイン特許に関する賠償額(\$399M)算定に問題があったとして、再審理を命じた
5	モンサント／デュポン	ミズーリ州東部／2012	大豆の遺伝子組み換え技術関連	\$1,000 →和解	2013年、デュポンが17.5億ドル支払うことで和解成立(クロスライセンス締結、期間10年)。
6	ミラー・ワールズ／アップル	テキサス州東部／2010	オペレーティングシステム	\$626 →0	地裁裁判官は特許侵害は認められないとして評決を破棄。CAFCは地裁裁判官の判断を支持
7	コーディス／メトロニックおよびボストン・サイエンティフィック	デラウェア州／2005	血管ステント	\$595 →和解	地裁判決後、メトロニック社4.72億ドル、ボストン社7.16億ドルそれぞれコーディス社に支払うことで和解成立
8	エオラス・テクノロジーズ／マイクロソフト	イリノイ州北部／2003	インターネットブラウザ	\$521 →和解	地裁裁判官は評決を支持したが、CAFCは有効性について審理をやり直すよう地裁に差し戻した。その後、和解成立
9	ブルース・サフラン医師／ジョンソン・エンド・ジョンソン	テキサス州東部／2011	薬剤溶出ステント	\$482 →0	地裁裁判官は評決を支持したが、CAFCは特許侵害は認められないとして評決を破棄
10	ブルース・サフラン医師／ボストン・サイエンティフィック	テキサス州東部／2008	薬剤溶出ステント	\$432 →和解	地裁裁判官は評決を支持。CAFC控訴中に和解成立

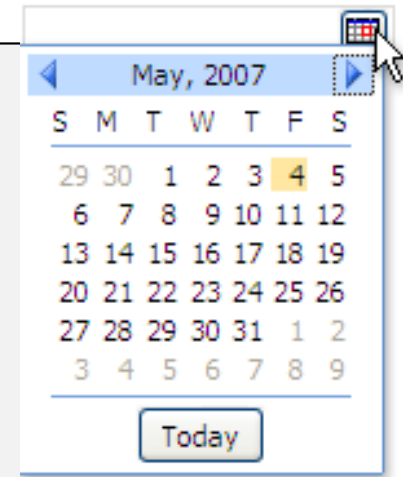
* 過去20年間における高額賠償。すべて陪審による算定をベースとしている。

変化③損害賠償額の抑制(2)

- 陪審裁量の制限
 - CAFCは、専門家証人らが提示する損害額の経済合理性等、証拠の適正について地裁判事が事前に評価し、不適切な証拠が陪審の目に触れないよう命じている(2009年、Lucent v. Gateway等、CAFC)
- 全市場価値ルールの適用厳格化
 - 実施料算定ベースは、原則、販売可能な特許実施の最小単位とし、特許発明が製品全体の需要を牽引する場合に限定(2012年、LaserDynamics事件、CAFC)
- 25%ルールの廃止
 - 製品利益に占める対象特許の貢献度を25%と推定し、損害額算定の起算点とするいわゆる25%ルールを廃止(2011年、Uniloc事件、CAFC)
- 故意侵害
 - 故意侵害の認定基準の厳格化(2007年、Seagate事件、CAFC)
 - ◇ 2016年、最高裁により基準改定(後述)

ケーススタディ

- ルーセント(L社)は、マイクロソフト(MS社)のOutlook製品がキーボードを使わずに情報を入力する機能に関する特許を侵害しているとして提訴(2003年)
- 地裁判決
 - L社は全市場価値ルールを適用し、実施料ベースはOutlook製品の売上高となるべきと主張。実施料率は、IBMとPCメーカー間の包括特許ライセンスにおける実施料率(8%)が適切であると主張し、562百万ドルを請求
 - MS社は適切な損害額は6.5百万ドル未満であると主張
 - 陪審および裁判官は、MS社に358百万ドルの支払いを命じた
- CAFC判決(2009年)
 - 対象特許がOutlook製品の需要を牽引している証拠が示されなかったため、**全市場価値ルールの適用は認められない**
 - 対象特許とIBMの全PC関連特許ではその価値が著しく異なるため、**IBMライセンス等に依拠した陪審評決は棄却されなければならない**
- 再トライアル
 - 陪審は実施料相当額を70百万ドルと算定し、地裁判事が26百万ドルに減額



変化③損害賠償額の低下

- 賠償額算定基準が厳格化され、高額賠償が認められにくくなっている

損害賠償額中央値(百万ドル)



(左上の数字は判決数)

Source: PwC, 2015 Patent Litigation Study

変化④差止め基準の厳格化

差止基準が引き上げられ、差止救済を得ることがより
困難となった

変化④差止め基準の厳格化

- eBay判決（2006年）以降、差止め基準は大幅に厳格化
 - 特許権者が特許を実施している場合の差止認容率が約80%であるのに対し、トロールの場合は10%未満*
- 侵害行為と損害の因果関係の立証
 - 差止が認められるためには、対象特許技術と侵害製品の購買理由との間の因果関係 (causal nexus) が示されなければならない（2015年、Apple v. Samsung事件、CAFC）

* Chien and Lemley, *Patent Holdup, the ITC, and the Public Interest* (2012).

変化⑤権利行使リスク・コストの増大

敗訴した際に相手方の弁護士費用負担を命じられる可能性が高まったことで、特許権行使に伴うリスクが高まった

変化⑤権利行使リスク・コストの増大

- 弁護士費用は原則自己負担
 - 「例外的ケース」に限って、勝訴側の（合理的な）弁護士費用を敗訴側が負担
- 最高裁は敗訴側への負担シフト基準を緩和
 - 旧基準：訴訟提起が悪意（bad faith）に基づくものであり、客観的根拠を欠く
 - 新基準：敗訴側の主張や訴訟遂行上の行為が他の事件と比べ際立っていること（2014年、Octane Fitness事件、最高裁）
- 相手方の弁護士費用負担を命じられる可能性が高まったことで、特許権行使に伴うリスクが高まった

変化⑥特許訴訟コストの低減

ディスカバリー改革等により、訴訟コストの低減化が
図られている

変化⑥特許訴訟コストの低減

- 高額な特許訴訟コスト
 - 米国特許訴訟には膨大な費用がかかる。米国知的財産権法協会（AIPPLA）が行った調査によると、訴額が2,500万ドルを超える訴訟には500万ドルを超える費用がかかるとされる
- 特許訴訟では、費用の過半をディスカバリー費用が占める

特許訴訟費用（中央値）

訴訟規模（請求賠償額）	訴訟費用（百万ドル）	
	ディスカバリー終了時まで	総額（控訴審を含む）
小規模訴訟（100万ドル以下）	\$0.44	\$0.87
中規模訴訟（100万～1000万ドル）	\$1.1	\$2.2
中規模訴訟（1000万～2500万ドル）	\$2.1	\$3.5
大規模訴訟（2500万ドル以上）	\$3.7	\$6.3

ディスカバリーは極めて非効率な手続

- ディスカバリーで開示された文書等で、証拠採用され、事実審理に用いられるものはごく一握り
 - 短いトライアル期間に陪審や裁判官が考慮する証拠は限られている
 - 大規模民事訴訟での証拠採用率は0.1%程度とする統計もある
- 特許訴訟においては、特にこの傾向が顕著
 - トロール訴訟において、あるソフトウェア会社は10,000,000を超える文書等を収集し、150万ドルかけて開示を行ったが、トライアルで証拠採用された文書はわずか2,000程度
 - 証拠採用されない文書は、判決に実質的な影響を及ぼさない

変化⑥特許訴訟コストの低減(2)

- ディスカバリー範囲の制限
 - 旧基準：何かしらの関連性がある文書等は原則開示
 - 新基準：開示範囲は事案における必要性和均整のとれたものに制限（2015年、連邦民事訴訟規則改正）
 - ◇ 当該争点の重要性、訴額、当事者の資力等を考慮のうえ判断
 - 改正により、特許訴訟におけるディスカバリーがある程度制限されることが想定される
 - ◇ 例えば、被疑侵害製品の開発経緯（開発者間のEメールのやり取り等）について、開示が一部制限される

変化⑦裁判地選択権の制限

被告にとってより利便性の高い裁判地への移送が認められやすくなったことなどにより、特許権者の裁判地選択権が制限されている

変化⑦裁判地選択権の制限

- 裁判地選択の重要性: 裁判地により、特許権者の勝訴率、トライアル率、トライアルまでの期間が大きく異なり得る

特許訴訟件数トップ10裁判地(2000年~10年)

	裁判地区	特許訴訟 件数	特許権者 勝訴率	トライアル率	トライアルまで の期間(年)
1	カリフォルニア州中央	2,289	36.3%	1.5%	2.47
2	カリフォルニア州北部	1,424	26.0%	3.1%	2.92
3	イリノイ州北部	1,233	32.6%	1.6%	2.52
4	テキサス州東部	1,024	40.3%	8.0%	2.13
5	ニューヨーク州南部	1,018	37.0%	1.6%	2.85
6	デラウェア州	1,017	45.3%	11.8%	2.03
7	ニュージャージー州	987	21.0%	2.1%	3.06
8	ミネソタ州	600	31.6%	2.3%	2.96
9	マサチューセッツ州	584	38.4%	6.2%	2.66
10	カリフォルニア州南部	519	27.3%	3.1%	2.48
	全裁判地の合計、平均	21,667	32.5%	2.8%	2.35

変化⑦裁判地選択権の制限(2)

- CAFCは、特許権者の裁判地選択権を制限
- 確認判決訴訟の提起基準緩和
 - 旧基準：確認判決訴訟を提起するには、特許権者による明示的威迫が必要
 - 新基準：特許ライセンス提案を含め、あらゆる侵害通知行為が係争性要件を満たす(2007年、MedImmune事件、最高裁)
- 移送の促進
 - 原告による裁判地選択を支持する理由(証人の利便性等)がない場合、より適切な裁判地への移送申立てを認めやすくした(2008年、TS Tech事件等、CAFC)

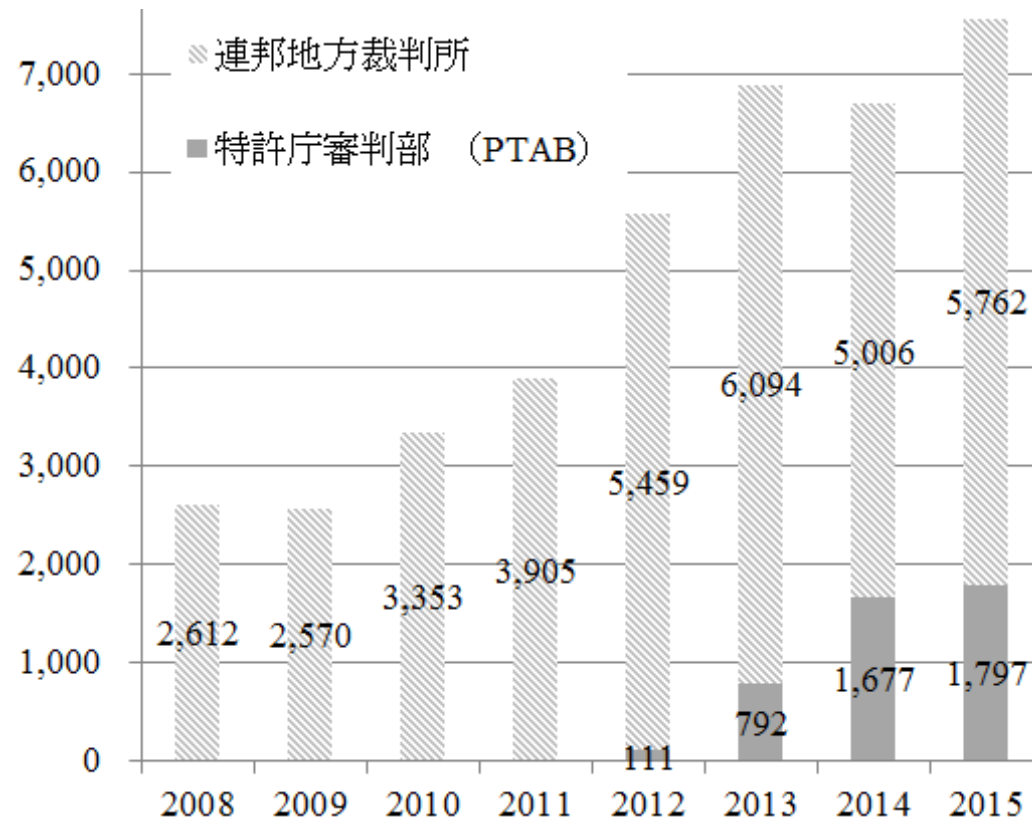
七つの変化:まとめ

- ① 特許性基準の引き上げ: 特許適格性、非自明性等の基準が引き上げられたことで、特許登録がより困難となり、登録済み特許が無効化されやすくなった
- ② 特許無効化手続の強化: 特許レビュー制度が設けられたことで、コストを抑え、より迅速に特許を無効化することが可能となった
- ③ 損害賠償額の抑制: 賠償額算定基準が厳格化され、陪審裁量が制限されたことで、高額賠償が認められにくくなった
- ④ 差止基準の厳格化: 差止基準が引き上げられ、差止救済を得ることがより困難となった
- ⑤ 権利行使リスク・コストの増大: 敗訴した際に相手方の弁護士費用負担を命じられる可能性が高まったことで、特許権行使に伴うリスクが高まった
- ⑥ 特許訴訟コストの低減: ディスカバリー改革等により、訴訟コストの低減化が図られている
- ⑦ 裁判地選択権の制限: 被告にとってより利便性の高い裁判地への移送が認められやすくなったことなどにより、特許権者の裁判地選択権が制限されている

特許係争における変化

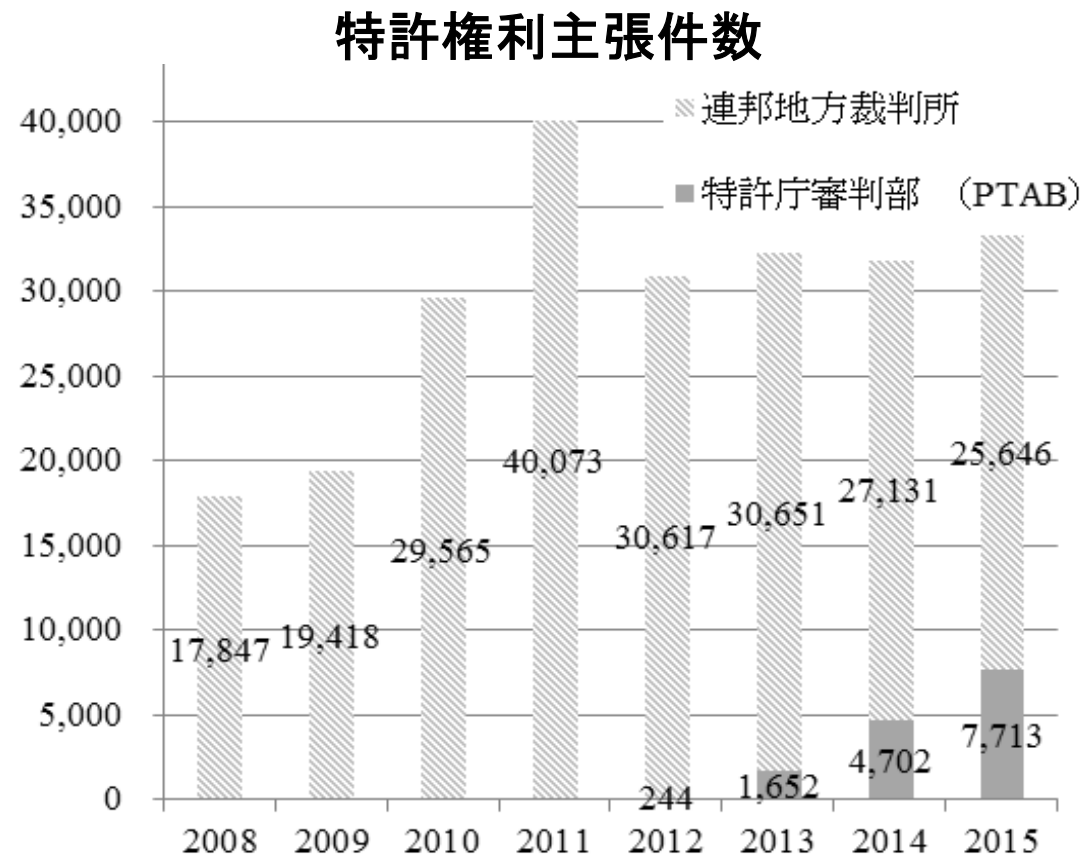
- 近年、訴訟件数は5,000~6,000件で推移
- 特許レビューは増加傾向

特許訴訟・レビュー件数



特許係争における変化(2)

- 権利主張件数＝侵害性・有効性について判断が求められた件数
 - 1原告、2被告、3件の特許侵害主張の場合、権利主張件数＝6
- 訴訟での権利主張件数の減少 ⇒ **特許訴訟の小型化**
- 特許レビューにおける権利主張件数の大幅増加



トロール・ビジネスへの影響

- 七つの変化は、事業会社側のコストおよびリスクを抑え、トロール側のコスト・リスクを高めるもの
 - 七つの変化により、トロール・ビジネスのうまみが低減
- 事業会社を取り巻く現状
 - 特許レビュー手順を活用することで、紛争対応コストを抑え、低質特許を高い確率で無効化することが可能となった
 - 高額賠償リスクが制限され、トロールと対峙するにあたっては、差止めリスクを恐れる必要がなくなった
- トロールを取り巻く現状
 - 敗訴時に事業会社が費やした巨額の弁護士費用を肩代わりするリスクが増したことで、容易に権利行使に踏み切れなくなった
 - 特許適格性要件の厳格化などにより、ソフトウェア特許などの無効化リスクが大幅に高まった

トロール・ビジネスへの影響(2)

- 1,600件以上の特許訴訟を起こしてきたIPNavはトロール・ビジネスからの撤退を示唆
 - Erich Spangenberg氏(元CEO)は、特許購入、侵害調査、特許レビュー等にかかる費用、さらに敗訴時の相手方弁護士費用負担のリスクを考えると、トロール・ビジネスは割に合わなくなっているとコメント
- 多くの特許権者を代理してきた著名弁護士は、トロール訴訟が儲からなくなったとして、今後成功報酬での代理を受任しないとコメント
 - Raymond Niro弁護士は、HTC社(スマホメーカー)相手に起こした訴訟に敗訴し、HTC側の弁護士費用410万ドルを支払うよう命じられた

Source: <http://arstechnica.com/tech-policy/2015/06/original-patent-troll-may-call-it-quits-says-theres-no-money-in-it/>

特許権価値の変化

- 財産権である特許権を、トロールが権利者である場合に限って制限することはできない
 - トロール対策により、特許権そのものが制限された

米国特許売買取引*

	取引総額(米ドル)	取引特許件数	平均取引額(米ドル)
2011	18,215,000,000	31,587	576,661
2012	3,104,666,000	7,319	424,192
2013	1,062,902,750	4,478	237,361
2014	507,831,502	2,848	178,311
2015	1,081,212,233	6,973	155,056

* Source: www.ipofferings.com, www.rpxcorp.com, www.fergasonlicensing.com

特許権保護の今後

- 「トロール対策」の名目で、特許権が過度に制限されたとの認識が広がっている
 - 特にライフサイエンス業界は、これ以上の特許権制限はイノベーションへの投資を困難にすると警鐘を鳴らしている
- 強い特許権がイノベーションの促進に大きな役割を果たしてきたとの認識が広がっている
- 十年ほど続いた特許権制限の動きは、鳴りを潜めつつある
 - Halo最高裁判決(2016年6月)では、故意侵害の認定基準が緩和され、三倍賠償が認められやすくなった

故意侵害基準の緩和

- 故意侵害の認定基準

- 旧基準: 被疑侵害者が、特許の非侵害・無効性についての客観的根拠を有していれば、故意侵害とはならない(2007年、Seagate事件、CAFC)
- 新基準: 侵害行為が悪質であれば、故意侵害認定が可能(2016年、Halo/Stryker、最高裁)
 - ◇ 仮に非侵害・無効性についての合理的な主張が存在したとしても、損害額の増額が認められる
 - ◇ 地裁判事の裁量を大幅に強化

- 最高裁による特許権の強化

- 三倍賠償リスクの増大
 - ◇ 特許鑑定は必須ではないが、反証に有効

一色外国法事務弁護士事務所
～東京を拠点に紛争および知財案件を専門に扱う米国法律事務所～

TEL 03-6273-3100 / EMAIL tisshiki@isshiki-law.com

HOME PAGE www.isshiki-law.com